

令和4年5月25日

高知市市長 岡崎誠也 様

NPO 法人日本タバコフリー学会 代表理事 菌 潤 (医師)

〒561-0802 大阪府豊中市曾根東町1-11-44 ビコロ曾根3F

### **JTの喫煙所設置に対する高知市による感謝状贈呈への抗議書**

当法人は、タバコが存在しない（タバコフリー）社会を目指して、2011年に設立された団体です。世界保健機関（WHO）や厚生労働省の推計によれば、毎年世界で800万人、日本で十数万人の死亡原因であるタバコと受動喫煙に対する厳しい規制は、世界的にも国内でも重要な公衆衛生上の喫緊の課題です。

今般、本年5月11日のYAHOOニュースのテレビ高知の報道で、高知市市長が、中央公園の喫煙所設置を整備したJT高知支社に、感謝状を贈呈されたことを知り、大変驚きました。映像によると高知市のロゴマークの入った衝立には、国連の持続可能な開発目標（SDGs）のロゴマークも添付されており、高知市がSDGsを積極的に推進されることを示していると思われま

す。SDGs目標の3は、GOOD HEALTH AND WELL-BEINGで「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」という趣旨です。そのためにSDGsのTarget(目標)3Aは、Strengthen the implementation of WHO FCTCとなっており、「世界保健機関（WHO）のたばこ規制に関する枠組み条約（FCFC）の履行を強化しよう」と規定されています。以下の資料を添付しますので、ご参照ください。

<https://news.yahoo.co.jp/byline/ishidamasahiko/20220223-00283368>

<https://www.seikankensa.co.jp/eiseinews/documents/78-2006eiseinews.pdf>

日本も批准しているWHOのFCFCでは、第五条3項に「締約国は、たばこの規制に関する公衆の健康のための政策を策定し及び実施するに当たり国内法に従い、たばこ産業の商業上及び他の既存の利益からそのような政策を擁護するために行動する」と定められ、以下の原則と勧告が示されています。

- (3) たばこ産業との連携や、拘束力又は強制力のない協定を拒否する。
- (6) たばこ産業による「企業の社会的責任」と称する活動を非正規化させ、規制する。
- (7) たばこ会社に特権的処遇を与えない。

上記に照らせば、今回の高知市のJTによる喫煙所設置容認や感謝状贈呈は、明らかにWHOのFCTC違反、国連のSDGs違反です。

以下の追加コメントも、ご参照ください。

① 2020年4月1日施行の改正健康増進法において、あらゆる施設の屋内は原則禁煙になりました。同法では屋外の公園等についても受動喫煙のないよう配慮すべきとしていますが、多くの公園の喫煙所ではタバコ煙が周囲に漂い、子どもを含む市民に受動喫煙被害が生じています。喫煙所の完全撤去こそが最も法にかなう方法です。喫煙所を公園内に設置すること自体が、健康増進法の本意に反します。「税金を使わない」というタバコ会社の甘言に騙されてはなりません。市が維持管理を担う公園内に喫煙所を設置することは、「公認」のお墨付きを与え、間接的には市税の投入を意味するからです。

② 新型コロナウイルス等の感染防止の為に、マスクを外し、密な状態で喫煙する喫煙所の設置は有害かつ危険です。感染防止の為に、既存の喫煙所が大半閉鎖されている現在、喫煙所の設置は、感染防止対策に逆行するもので、到底容認できません。

③ 中央公園は、はりまや橋に近く、市民のためばかりでなく、観光スポットとしても重要です。高知市の「歩きたばこ等の防止に関する条例」による歩きたばこ等禁止区域にも隣接しています。今回の計画は、内外観光客の高知市のイメージダウンに繋がると思われます。また、中央公園は子どもたちの遊びの場でもあることを忘れてはなりません。

④ 市長には、市民の健康で幸せな生活を守る責任があります。常習喫煙は個人の趣味嗜好ではなく、ニコチン依存症という病気です。喫煙は自分自身の健康を損ない、周囲の人の健康を損ない、社会の健康を損ないます。

⑤ ですから、行政は喫煙や受動喫煙を容認せず、厳しく規制する施策をとるべきです。喫煙所の設置は喫煙を容認し、喫煙者自身と受動喫煙による周囲の人々の健康被害を助長するものです。喫煙所を廃止し喫煙者の禁煙治療を支援することが、真に市民のために果たすべき市の役目であり、国連のSDGsやWHOのFCTCにも合致する方策です。

以上から、高知市が今回の感謝状を撤回し、喫煙所を閉鎖し、今後一切タバコ産業と接触をしない姿勢を明確にするよう強く望みます。

ご多用中に恐縮ですが、この抗議書に対するご回答を、本年6月末までに当学会事務所まで郵送でお願い申し上げます。

敬具